学校減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の「新入生」の数
AA　私立専門学校減免対象学生数のうち「非課税世帯：満額区分」の「在学生」の数
AB　私立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の「新入生」の数
AC　私立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の「在学生」の数
AD　私立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の「新入生」の数
AE　私立専門学校減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の「在学生」の数

２　私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成二十七年八月二十一日付け府子本第二百七十一号、二十七初幼教第十九号、雇児保発〇八二一第二号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき作成された子どものための教育・保育給付費支弁台帳（以下この号において「教育・保育給付支弁台帳」という。）に記載された当該年度の四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

３　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、教育・保育給付支弁台帳に記載された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和二年内閣府告示第二十七号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額の

２　私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」（平成二十七年三月三十一日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「全国総合システム事務連絡」という。）に基づいて内閣府に報告された平成三十一年四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

３　私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成三十一年内閣府告示第三十四号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき